

債権差押えと時効中断に関する最新判例 ～最判令和元年9月19日～

辻田 俊幸

Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



第1 はじめに

債権管理・回収において、債権が時効消滅することは債権者にとって不利益でしかなく、時効期間の管理の重要性は言うまでもありません。今般、債権回収の一般的な手段である債権差押えと消滅時効の中断¹⁾に関して、新たな判例(最判令和元年9月19日・民集73巻4号438頁)が出ましたので、本判決の概要及び本判決を踏まえた実務対応を紹介させていただきます。

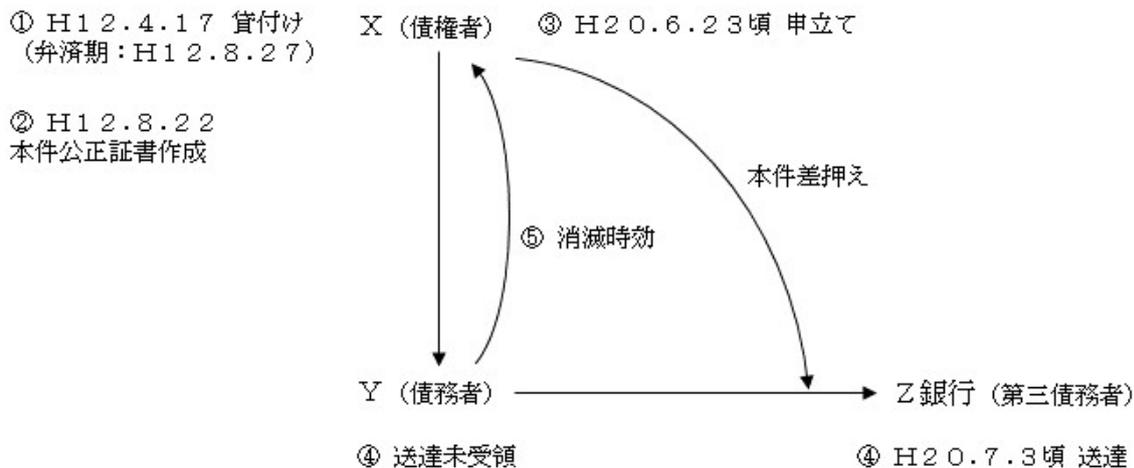
第2 事案の概要

Xは、平成12年4月17日、Yに対し、弁済期を同年8月27日として336万円を貸し付け(以下、この貸付けに係る債権を「本件貸金債権」といいます。)、XとYとの間で、平成12年8月22日、本件貸金債権について公正証書(以下「本件公正証書」といいます。))が作成されました。本件公正証書には

強制執行認諾文言が記載されていました。

その後、Xは、平成20年6月23日頃、裁判所に対し、本件公正証書を債務名義に、本件貸金債権を請求債権として、YのZ銀行に対する預貯金債権の差押えを申し立てました。裁判所は、Xの申し立てを認容する債権差押命令(以下「本件差押命令」といいます。))を発し、同年7月3日までにZ銀行に送達されましたが(以下、本件差押命令による差押えを「本件差押え」といいます。)、Yが申立書に記載された住所(住民票記載の住所)に居住していなかったことから、Yには送達されませんでした。

Yは、本件貸金債権の弁済期から10年が経過した後、本件差押命令正本の送達を受けておらず時効の中断は生じていないため、本件貸金債権について消滅時効が完成していると主張し、本件公正証書の執行力の排除を求めて請求異議訴訟を提起しました。



1:平成29年法律第44号による民法改正により時効の中断という用語は原則廃止されましたが、本件は民法改正前の事案であることから、本ニュースレターでは時効の中断という用語を使用します。また、特に本文に説明がない限り、「民法〇条」は改正前の民法及びその条数を指し、改正後の民法は「改正民法〇条」と表記します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 争点

本件においては、Yが本件差押命令正本の送達を受けておらず、Yは本件差押えを認識していたとはいえないことから、本件貸金債権の消滅時効の中断の効力が生じるために、Yが本件差押えを了知し得る状態に置かれたことを要するか否かが争われました。

もし、本件貸金債権の時効中断効の発生にYの了知可能性が必要であるとすると、Xとしては本件差押命令の申立てによる時効中断効の発生のためにYの所在調査等が必要となり、過大な負担となり得るのに対し、上記のような場合に本件差押命令の申立てによって直ちに本件貸金債権の時効中断効が生じると解すると、本件差押えを認識していないYにとって不測の不利益が生じかねないことから、裁判所の判断が注目されました。

第4 裁判所の判断

1 原審の判断(時効中断を否定)

原審は、「差押え(中略)は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。」と規定した民法155条²の法意に照らせば、本件差押えによって本件貸金債権の消滅時効の中断の効力が生じるためには本件貸金債権の消滅時効期間が経過する前にYが本件差押えを了知し得る状態に置かれることを要するとして、本件では時効中断は生じておらず、Yの主張する本件貸金債権の消滅時効の完成を認めました。

2 最高裁の判断(時効中断を肯定)

これに対して、最高裁は、以下のとおり原審の判断を覆して、消滅時効を認めませんでした。

最高裁は、原審が理由付けに用いた民法155条について、差押え等による時効中断の効力を差押え等の当事者以

外の者に及ぼす場合、その者が不測の不利益を被ることがないように、その者への通知を要することとした規定であると解されるところ、債権の差押えによる請求債権の消滅時効の中断において、その債務者(本件のY)は、中断行為の当事者にほかならないことから、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと解するのが相当であるとの旨を判示し、本件差押命令の申立てによって本件貸金債権の時効は中断しているとして、本件貸金債権の時効消滅を認めず、Yの主張を退けました。

第5 本判例を前提とした実務対応

1 時効完成の猶予

債権の差押えにおいて、その事実を債務者に事前に知られてしまうと、債務者が債権譲渡や取立てをしてしまい差押えが空振りに終わる可能性があることから、通常、密行性を保持したまま債権の差押えを行います。また、債務者から債権回収に関して自発的な協力を得られないからこそ差押えに至ることが通常です。そのため、債権者は、債務者に所在確認をできないまま、債権者が入手した債務者の住民票等の住所を申立書に記載せざるを得ないため、債務者が別の場所に居住している場合などに、債務者に対する差押命令の送達がなされないケースが実務上相当数発生すると思われます。

このような場合でも、本判例を前提にすると、差押命令の申立て後、債権者が債権差押命令の申立てを取り下げるか裁判所が差押命令を取り消して差押手続が終了してから6か月を経過するまでの間、時効の完成が猶予されることとなります(改正民法148条1項1号)。そのため、債権者としては、ひとまず債権差押命令の申立てをすれば、その後時効の完成が猶予されている間に債務者の所在調査や他の財産に対

²民法155条(改正民法154条)の例としては、物上保証人に対する抵当権が実行された場合、その旨が債務者に通知されなければ、債務者との関係で時効中断の効力が生じないことが挙げられます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

する強制執行等を検討することができます。

2 債務者への差押命令の送達がされない場合と差押命令の取消し

もともと、民事執行法145条7項及び8項は、債権執行において、裁判所は債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には債権者に対し相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申し出等をすべきことを命ずることができ、債権者が上記申し出をしないときは差押命令を取り消すことができるとしています。そのため、差押命令の申立て後、債務者の所在調査等を怠り、長期間にわたり手続を

放置すると上記のとおり裁判所に差押命令を取り消され、時効の完成の猶予が維持されないことになりかねないため、留意する必要があります。

第6 終わりに

本件は、債権差押命令正本が債務者に送達されない場合においても、債権差押命令の申立てによって請求債権の消滅時効が中断するかという実務上相当数存在すると思われる事案に対して一定の結論を示したものであり、とりわけ債権管理・回収の実務関係者にとって重要な意義を有することから紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)